

令和2年4月1日からの建築確認申請手数料一覧表（抜粋）

確認申請・計画通知・中間検査申請・完了検査申請							
		確認申請・計画通知		計画変更	中間検査	完了検査	
		基本額	構造計算が許容応力度等計算（ルート2）で行われている場合の加算			中間検査なし	中間検査あり
建築物	30㎡以内	7,600円	89,000円	7,600円	13,000円	14,000円	13,000円
	30㎡を超え100㎡以内	13,000円	89,000円	13,000円	16,000円	17,000円	16,000円
	100㎡を超え200㎡以内	20,000円	89,000円	20,000円	23,000円	23,000円	22,000円
	200㎡を超え500㎡以内	28,000円	89,000円	28,000円	28,000円	32,000円	31,000円
	500㎡を超え1,000㎡以内	48,000円	89,000円	48,000円	49,000円	53,000円	52,000円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	71,000円	113,000円	71,000円	66,000円	74,000円	69,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	207,000円	119,000円	207,000円	147,000円	178,000円	161,000円
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	311,000円	160,000円	311,000円	222,000円	260,000円	252,000円
	50,000㎡を超えるもの	531,000円	297,000円	531,000円	408,000円	456,000円	445,000円
建築設備	昇降機	11,000円	—	8,000円	—	16,000円	—
	小荷物昇降機	6,600円	—	4,500円	—	11,000円	—
工作物		11,000円	—	6,900円	—	13,000円	—
仮使用認定申請							
検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料				法第7条の6第1項第1号及び2号		121,000円	
道路位置指定申請							
位置指定道路の指定、変更又は廃止の申請手数料				法第42条第1項第5号		50,000円	
建築許可申請							
建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料				法第43条第2項第1号		27,000円	
建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料				法第43条第2項第2号		34,000円	
公衆便所等の道路内建築特例許可申請手数料				法第44条第1項第2号		34,000円	
道路内建築特例認定申請手数料				法第44条第1項第3号		27,000円	
公共用歩廊等の道路内建築特例許可申請手数料				法第44条第1項第4号		162,000円	
用途地域内建築等特例許可申請手数料				法第48条第1項～第14項ただし書き		181,000円	
特殊建築物等の敷地位置特例許可申請手数料				法第51条ただし書き		160,000円	
建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料				法第55条第3項各号		162,000円	
日影による建築物の高さ特例許可申請手数料				法第56条の2第1項ただし書き		162,000円	
仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料				法第85条第6項		121,000円	
全体計画認定申請							
増築等2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料及び全体計画変更認定申請手数料				法第86条の8第1項及び第3項		28,000円	
一団地認定申請・連担建築物認定申請							
一団地認定申請手数料（総合的設計による一団地の建築物）				法第86条第1項			
1：建築物の数が2である場合						78,000円	
2：建築物の数が3以上である場合（2を超える建築物を「N」とする。）						78,000円＋N棟×28,000円	
連担建築物認定申請手数料（既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物）				法第86条第2項			
1：建築物の数が1である場合（既存建築物は除く。2：において同じ。）						78,000円	
2：建築物の数が2以上である場合（1を超える建築物数を「N」とする。）						78,000円＋N棟×28,000円	
各種証明							
建築確認台帳記載事項証明						410円	
建築工事届出証明						410円	
道路の位置指定証明						410円	

この一覧表は、鹿児島県手数料徴収条例中の土木部建築課所管の手数料からの抜粋です。

は、改正箇所を示す。